

高圧室内業務における火傷等の防止に関する規制の見直し

現状

高気圧作業安全衛生規則第25条の2第2項では、「高圧室内業務を行うときは、作業の性質上やむを得ない場合であって、ゲージ圧力0.1MPa未満の気圧下の場所において行うときを除き、潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行ってはならない。」とされている。

見直し案

○潜かん、潜鐘、圧気シールド等の内部において溶接等の作業を行うことができる場所として、**厚生労働大臣が定める場所**を追加する。

○厚生労働大臣が定める場所として、高圧室内における物質の燃焼速度（※）等に係る検討結果を踏まえ、**次のア及びイのいずれの条件も満たす場所**とする。

（※）混合ガスの組成（不活性ガスの種類）、全圧（P（ゲージ圧力））及び酸素分圧（ P_{O_2} ）によって決まる。

ア 酸素分圧が次の範囲に収まる場所であること。

○ $0 < P \leq 0.8$ の場合 $P_{O_2} < 120 \times P + 21$

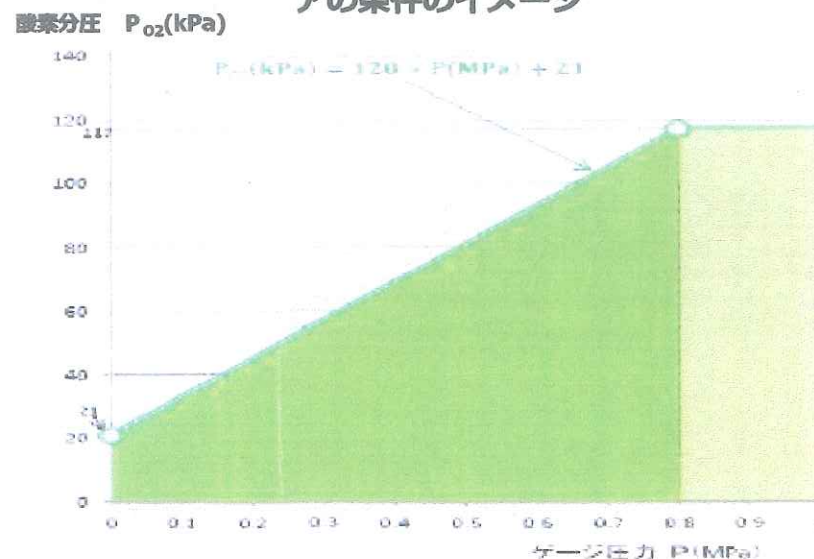
○ $0.8 < P$ の場合 $P_{O_2} < 117$

（P：ゲージ圧力(Mpa)、 P_{O_2} ：酸素分圧(kPa)）

イ 内部の気体が酸素、窒素又はヘリウムである場所であること。

※単に空気を圧縮した場合は、アの基準を満たさない。

アの条件のイメージ



潜水士免許等の資格を取得できる範囲の見直し

現状

労働安全衛生関係法令の規定により、我が国において潜水業務につくことができる者は、潜水士免許を受けた者であり、我が国で実施される潜水士免許試験に合格した者に限られている。また、高圧室内作業主任者として選任される者は、高圧室内業務に2年以上従事した者であって、我が国で実施される高圧室内作業主任者免許試験に合格した者に限られている。

見直し案

我が国の潜水士免許又は高圧室内作業主任者免許（以下「潜水士免許等」という。）を与えるための要件は、①外国において潜水士免許等を受けた者に相当する資格を有していること、②潜水士免許等を受けた者と同等以上の能力を有すると認められること（※1）及び③潜水業務又は高圧室内業務の安全及び衛生上支障がないと認められること（※2）とする。

※1「同等以上の能力を有すると認められる」かについて
外国において相当資格を取得するために必要な学科に係る要件を確認（日本の免許付与条件と同等以上か）

※2「安全及び衛生上支障がないと認められる」かについて
個別の作業現場において、海外ダイバーが通常使用する言語を理解する者と共同で作業を行うことにより、作業者間の意思疎通を図るための手段が確立しているか、緊急時の連絡体制が整備されているかなどについて確認

これらの確認のため、外国人ダイバーを使用して潜水業務又は高圧室内業務を行おうとする事業者が、**業務計画書**を所轄都道府県労働局長に提出する。→確認の上、作業現場の**施工期間内の期間に限定**した免許を交付

海外ダイバー資格の例

海外ダイバー資格のうち、例えば、オーストラリアダイバー認証機構（ADAS）のPart3（潜水深度50メートル対応）の取得に要求される能力要素（学科）は、我が国の潜水士免許試験等の試験科目・範囲を、**関係法令を除いて**、包含している。

潜水業務又は高圧室内業務に係る我が国の労働安全衛生関係法令について、**別途追加して教育**する。

※ 海外相当資格の乗り入れは、同じスキームでクレーン運転士免許で既に導入（H27改正）